

第1回匝瑳市マザーズホーム事業実施事業者選定委員会議事録

開催日時：平成26年10月9日（木）午後3時から午後4時50分まで

開催場所：八日市場ドーム選手控室

出席委員：（1号委員）市民 佐久間 智子

〃 林 幸子

（2号委員）八日市場特別支援学校長 池田 弘

匝瑳市医師会会長 江波戸 久元

元八日市場市助役 江波戸 義治

（3号委員）企画課長 鈴木 康伸

健康管理課長 平山 新治

福祉課長 平山 弘

学校教育課長 椎名 和浩

生涯学習課長 作佐部 勝美

1 開 会

事務局

第1回匝瑳市マザーズホーム事業実施事業者選定委員会を開会します。

2 あいさつ

角田副市長

本日は、お忙しい中、マザーズホーム事業実施事業者選定委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。日頃より、福祉行政をはじめ本市の行政運営全般にわたりまして、多大なる御尽力と御支援をいただいていることに、心より御礼申し上げます。

現在、療育が必要であるという専門家の判断を受けながら、その児童が療育を受けられず、そのまま小学校へ進学するという課題がございます。本市としましては、そういった待機を解消するためにも、利用定員を増やし、場所をふれあいセンタートレーニングルームから米倉分校跡地に移転して療育施設を充実させようとして取り組んでおります。また、委託する事業者を皆様方の御意見や御提案を反映しながら選定し、充実した事業運営ができればと思っております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

3 委嘱書の交付

4 経過説明

事務局

匝瑳市マザーズホームについては、心身の発達に遅れのある幼児に対し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練を実施するほか、児童の特性に応じた適切な指導を行うことにより健全な育成の助長及び保護者に対する療育知識の普及啓発等を行うことを目的として、平成12年4月から匝瑳市社会福祉協議会へ運営を委託し、市民ふれあいセンターにおいて事業を実施しておるところです。この間、平成24年4月には児童福祉法に基づく指定児童発達支援事業所の指定を受けております。

匝瑳市マザーズホームの充実につきましては、市長マニフェストで掲げられており、本年3月議会に提出された匝瑳再生プロジェクト推進計画の中で、匝瑳市

マザーズホームを米倉分校跡地に移転し、施設の有効活用を図ることが提案されました。

その後、4月以降となりますが、米倉分校跡地の現状の把握と施設の利用計画、マザーズホームにおける課題の整理と解決のための方策等について、福祉課内や市役所内で検討・調整を進め、また、市議会においても関係予算について承認をいただき、本年度中に米倉分校を改修し、来年4月から匝瑳市マザーズホームを移転することとなりました。

移転後の匝瑳市マザーズホームにつきましては、年齢や心身の状況に応じた療育を行うため、空調を完備した3室の療育室や、トイレトレーニングのための障害児用トイレを備えた施設となる予定です。また、定員を現状の10人から20人へ拡大するとともに、他の療育関係機関と連携を密にするなど、体制の充実を図る事を予定しております。

匝瑳市マザーズホームの事業拡大と移転に当たり、市ではマザーズホーム事業を運営する能力のある社会福祉法人等から応募を募り、業務委託を行うものであります。

つきましては、最も適した運営事業者を選定していただくため、「匝瑳市マザーズホーム事業実施事業者選定委員会規則」を制定しました。

委員会の構成メンバーといたしましては、市民代表、学識経験者、市職員の10人以内で構成され、委員の任期は、平成27年3月31日までとなっております。

所掌事務としましては、候補者の選定基準に関する事、受託事業者から提出のあった事業計画書等の審査及び評価を行うこととしています。

5 委員長及び副委員長の選任について

事務局

委員長、副委員長の選出に移らせていただきます。「匝瑳市マザーズホーム事業実施事業者選定委員会規則」第4条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員の互選により定めることとなっておりますが、いかが取り計らいでしょうか。

<事務局一任の声>

事務局

事務局に一任という御発言がありましたので、提案させていただきます。委員長は江波戸義治委員、副委員長に林幸子委員をお願いしてはと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

<異議なしの声>

事務局

異議なしということございますので、委員の皆様のご同意といたしまして委員長に江波戸委員、副委員長に林委員をお願いしたいと思います。

委員長

ただいま委員長ということで、大変な重責を担うこととなりました江波戸でございます。不慣れではございますし、至らない点多々あると思います。皆様方の御協力をいただきまして、委員長の職務を全うしたいと思っております。

事務局

ありがとうございました。

なお、本日の委員会でございますが、お手元に配布しております「匝瑳市マザ

「マザーズホーム事業実施事業者選定委員会規則」第5条第2項の定めによりまして、委員の3分の2以上の出席を必要としておりますが、本日は委員の皆様全員出席しておりますので、当該要件を満たしており、会議は成立しているということを報告させていただきます。

続きまして、今回の委員会につきましては、各団体の経営上の影響、施設運営のノウハウなど、正当な利益の保全ということや、また、各委員の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあることから、会議の場は非公開とさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声>

事務局

なお、議事録につきましては、委員名は公表せず、また、個人情報や法人等に関する情報に配慮した上でインターネット等により公表させていただくことを予定しております。

それでは、会議の議長は「匝瑳市マザーズホーム事業実施事業者選定委員会規則」第5条1項の規定により、委員長が議長になると定められておりますので、江波戸委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。

6 議事

議長

それでは、規定によりまして、早速ではありますが、皆様方の御協力をいただきながら議事進行に務めてまいりたいと思います。

議事の1、「公募要項及び審査基準について」事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局：(1) 公募要項及び審査基準について説明

議長

それでは、事務局からの説明が終わりましたので、最初に公募要項について、何か御意見や御質疑ありましたら御発言ください。恐縮ですが、御発言につきましては挙手をお願いします。

委員

事業の概要の対象者に障害者手帳の有無に関わらないとある。また、委託内容の児童発達支援事業の対象に「障害児通所給付費の支給決定を受けている場合に限る。」となっているが、これらはどういう意味か。

事務局

現在の児童発達支援事業は、障害者手帳を所持していなくてもサービスを受ける事ができます。保護者にとって、自分の子供が障害者手帳を取得し、障害を持っていると認めることは精神的に非常にハードルが高いことです。

児童福祉法に基づく児童発達支援のサービスを受けるには、障害児通所給付費の支給という行政上必要な決定を受けなければなりません。

委員

障害児の「害」について、最近は一ひらがなで表記されている場合もあるが、標記に当たっての国の基準のようなものはあるか。

事務局

障害児の「害」が漢字かひらがなについては、国から明確な基準は示されていないと理解しております。児童福祉法での用語が漢字であることから、本公募要項については、漢字で統一したいと考えております。

委員

提出書類の(2)で、申請書類はそれぞれ発行官公署において定めた様式とある。しかし、(3)では申請書類は全てA4と記載されている。官公署の発行する書類は、全てA4ということを確認してあるということではよろしいか。

事務局

官公署発行の証明書が全てA4かどうかというところまでは確認しておりません。基本的には、申請書類は、片面印刷、A4の片側2カ所の紐閉じでの提出をお願いするところであります。しかし、B5等A4以外の様式でも官公署の発行する証明書であれば、要項の条件に適合せず失格ということにはなりません。

委員

事業の概要の「サービス提供時間」、委託内容(2)には「実施時間」とあるが、この2つの書き方を変えた意図は何かあるか。

事務局

「サービス提供時間」については、マザーズホームのサービス提供を受ける時間ということでございます。「実施時間」については、児童発達支援及び児童発達相談の業務を行う時間のことを指しております。

委員

匝瑳市暴力団排除条例と記載してあるが、今回の公募は香取海匝圏域である。匝瑳市の条例でカバーしきれぬのか。

事務局

匝瑳市暴力団排除条例に定める暴力団員や暴力団の密接な関係者に当てはまる者が本事業の実施事業者の役員であってはならないということを規定するものであります。市民、市内に限定されるものではありません。

委員

受託事業者の選定方法に一定以上の評価点数とあるが、これは審査基準にある「委員の評価点の合計点を人数で除した点数が60%以上であった場合」と同じことか。

事務局

そのとおりです。

委員

軽微な破損等については事業者側の負担になるということが書いてある。施設は市の財産であるが、修繕費を事業者が負担するという考え方について確認したい。また、台風のような災害等による破損等の対応はどうかを尋ねたい。

事務局

実際の運営につきましては、市から事業者へ委託費が支払われます。その委託費に修繕費も含まれているため、必要な小さな修繕であればその中で対応してもらおうと考えております。台風のような災害で大きな修繕が必要になれば、それは市の財産であるので市が対応します。

委員

大きな修繕が必要な場合は、市が負担することはわかる。災害のような不可抗力で起こった軽微な破損の修繕も事業者の負担となるのか。

事務局

基本的には、委託費の中で事業者側の負担となります。

議長

公募要項には利用定員が20名と書いてありますが、運営規程には定員10人となっております。この規程は改正するのでしょうか。

事務局

平成27年4月1日までに改正したいと考えております。

委員

運営規程第5条の所在地も変える必要があると思うが。

事務局

運営規程の中の所在地についても改正をする予定です。実施細則の中にも、委託先が匝瑳市社会福祉協議会との明記がありますので、実施事業者が変わるのであれば、改正をしていくことになると考えております。

議長

改正をする前に公募要項を公表することに問題はありませんか。

事務局

本公募要項を本選定委員会にお諮りをする前に、市役所内での委員会で御審議をいただいております。市長の決裁を受けております。

委員

むしろ、現段階で利用定員を20人に増やすのが無理なので、平成27年4月1日の移転に向けて、足並みをそろえて直していくということではないのか。

事務局

本要項の契約の締結等の事業実施に当たっての留意事項に、運営規程については、定員の変更等に伴い改正になる場合もあると記載をしてあります。

議長

人員配置については、定員の数に対し何人置かなければならないというような決まりはあるのでしょうか。

事務局

千葉県の条例により規定があります。現在のマザーズホーム運営規程の人員配置の数については、定員20名でも対応できるものとなっております。

議長

要項の中に職員配置について触れられてないが大丈夫でしょうか。

事務局

要項には具体的には書いておりませんが、法令遵守ということを書いてありますので、法令、条例、規則、基準、それらを踏まえて配置していただけたと思います。

議長

委員の皆様、他に何かありますか。なければ審査基準についての質疑、要望に移りたいと思います。

それでは、審査基準について、何か御意見や御質疑ありましたら御発言ください。

委員

5段階評価となっているが、評価の裁量が難しく感じる。具体的にどのようなことが書いてあれば評価できるというのが定まっていないので、個人の主観で採点を行うということではよいか。

事務局

資格要件や職員の配置基準を満たしているかどうかは、事務局で御説明できます。しかし、事業者の事業運営の理念や基本方針の評価については、委員の皆様のお判断に委ねざるを得ないと考えています。

委員

「評価できない」という区分が5点満点の項目だと1点、10点満点の項目だと2点となっている。同じ「評価できない」ならば、点数に差があるのはいかなものか。

事務局

10点の項目につきましては、全ての区分を5点項目の2倍にしております。

事務局の案はこのようなものになりましたが、審査基準についてはあくまで本委員会で御決定いただくことですので、「評価できない」を1点でそろえた方が良いのであれば、そのようにします。

委員

5段階評価でないと駄目なのか。例えば、10点項目については、10段階評価でもよいのではないか。

事務局

それにつきましても、事務局の方で案として5段階評価を提案させていただいておりますが、選定委員会の議論の中で他の配点の方法が良いのではないかとという結論になれば、変更することは可能です。

議長

おおよそいくつの法人が対象となるのか。

事務局

この選定委員会で公募要項等を御確認いただいた場合に、最短で明日から公募を開始する予定です。香取海匝圏域で障害児通所支援事業若しくは障害児入所支援事業の実績のある12の事業者に案内を出すことを予定しております。

委員

A～Bというようなおおざっぱな分け方にして、Aは7から10点まで、Cは0から3点までというようにして、そういった含みの中で各委員がまずABC評価をして、Aになったら7から10点の間で点数を話し合うというやり方もあると思う。やはり、いきなり5段階評価とは難しいのではないかと感じる。

委員

匝瑳市旧飯高保育所施設等貸付先法人の審査はどのようなものだったのか。

事務局

直接携わったわけではないので細かいところは分かりませんが、0点から4点までの5段階評価であったと記憶しております。

委員

違う課の事業だが、同じ市の中の委員会であるのに今回配点を変えた理由はあるのか。

事務局

他の選定委員会などの情報を見ていると、「評価できない」を0点にしているものが多数ということではありませんでした。「評価できない」に該当するものについても、提出された計画を確認した上で採点するので、1点を入れるという提案をさせていただきました。

委員

評価はできないが、全くの0点ではないということも反映できる、という意味で点数を加えるということではよいのか。

事務局

おっしゃるとおりです。出していただいた計画の中身が、全くの0点ということはないだろうと考えております。

委員

1点の意味については理解した。10点項目の「評価できない」の2点についてはどうなのか、他の委員の意見を聞きたい。

委員

10点項目も「評価できない」は1点に統一し、それ以降の評価は2～4点、5点～6点というような範囲を設けて、それぞれの区分の点数の範囲の中で各々が点数を決めるという方法もひとつのやり方なのではないかと思う。1点から10点までの範囲ならば、5段階ではなく、10段階の評価があるのではないかと

思う。

委員

5段階の評価は難しいこともあると思うが、点数の範囲を設けて評価を行うと非常に個人的な評価になると思うので、5段階と決めて採点をしたほうがいいのではないかと思う。

委員

10点の項目については、この項目を重点的に見てほしいという意味合いか。

事務局

マザーズホームを運営していく中で特に重要なポイントなのではないか、と事務局の方で考え、10点としました。

委員

選定に当たっては、最低限合計点の60%が必要だと規定されているが、いくつかの項目が評価できないに該当していても、合計点が6割を満たしていればよいのか。

事務局

そのとおりです。審査員の皆様の審査で、特定の項目に非常に低い点数がのきなみ集中しているのであれば、それは事業者として改善すべき点であると思うので、市から事業者へ改善をしてもらおうようにお話しすべきことと思います。

委員

いろいろあろうかとは思いますが、このままの配点でよいのではないかと思う。

議長

10人の委員がそれぞれ点を積み上げていけば、いい結果がでるのではないかと思います。

ただいまの議論でいろいろありましたけれども、事務局で十分検討されたものでもありますし、この提案のとおり了承することとしたいが、いかがでしょうか。

<異議なしの声>

議長

実際の審査の段階ではいろいろ御意見があるだろうが、この基準に従って審査を行っていきたいと思います。

後になって申し訳ありませんが、公募要項につきましても、案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議長

議事1「公募要項と審査基準」につきましては、案のとおりといたします。

その他、事務局の方で何かありますでしょうか。

事務局：今後のスケジュールについて説明。

議長

審査資料は事前に配布されるのでしょうか。

事務局

事前に配布したいと考えています。

委員

事前に配布された資料を見て、応募した事業者に委員会で質問をしていくという形式か。

事務局

現時点では、事業者が委員会に来て説明をするということは考えておらず、書面のみの審査ということで考えております。

委員

書面のみで点数をつけていくということか。

事務局

現状の事務局の考えとしましては、事業者から提出された書類を遅くとも次回の委員会の1週間前までに委員の皆様配布したいと考えています。選定については、提出された書類のみの書面審査ということで、事業者の聞き取り等については考えていません。

委員

いただいた書類を見て確認したい部分があった場合、直接委員が事業者に連絡を取ることはできないと思うので、事務局に間に入ってもらって確認してもらおうというやり取りは可能か。

委員

可能な場合、委員から事業者への質問と回答の内容は、審査に入る前に委員全員に書類か何かで配布してもらえるのか。

事務局

可能ですが、各委員から大量にご質問をいただいた場合、正直なところ全てに対応しきれぬか分かりません。事務局の方で可能な範囲で対応をしていきたいと思っております。

委員の皆様の要望であれば、事業者に委員会への出席の要請をするということを検討したいと思っております。

議長

是非、その形でお願いしたいと思っております。

委員

点数は次回の委員会の場でつけるのか、それとも事前につけて持ってくるのか。

事務局

点数については、委員会の場でつけていただきます。

議長

皆様、他に何かありますでしょうか。

他にないようでしたら、以上を持ちまして会議を終了させていただきます。

長い時間にわたり、御審議ありがとうございました。

7 閉会